

○農林水産省令第六十四号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）及び家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）の規定に基づき、並びに家畜改良増殖法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十八日

農林水産大臣 野上 浩太郎

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第一条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	目次 第一章 種畜等（第一条―第十四条） 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十五条―第二十条） 第二節 家畜人工授精師（第二十一条―第三十一条） 第三節 家畜人工授精所（第三十二条―第四十条） 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例（第四十一条―第四十四条） 第二章の二 家畜登録事業（第四十五条―第四十八条） 第三章 雑則（第四十九条―第五十二条） 附則 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等 第十五条 （略） （輸入受精卵に係る証明書の記載事項） 第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。 一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第二号ロにおいて同じ。）の名称 二〃八 （略）
改正前	目次 第一章 種畜等（第一条―第十四条） 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植（第十五条―第三十三条） （新設） （新設） （新設） （新設） 第二章の二 家畜登録事業（第三十三条の二―第三十三条の五） 第三章 雑則（第三十四条―第三十六条） 附則 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 （新設） 第十五条 （略） （輸入受精卵に係る証明書の記載事項） 第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。 一 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜）の名称 二〃八 （略）

2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)の名称
四〃八 (略)

(家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所等」という。)において衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。

イ〃ニ (略)

二 次に掲げる家畜受精卵でないこと。

イ〃ハ (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号によるものとする。

2 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。

一・二 (略)

三 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号において同じ。)の名称
四〃八 (略)

(品質の不良な家畜人工授精用精液及び家畜受精卵)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める品質の不良な家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

一 品質の不良な家畜人工授精用精液

イ〃ニ (略)

二 品質の不良な家畜受精卵

イ〃ハ (略)

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書、法第十五条の家畜人工授精簿、法第二十二条第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第七号、様式第七号の二、様式第七号の三、様式第八号、様式第八号の二、様式第八号の三、様式第九号、様式第十号、様式第十号の二、様式第十号の三及び

第二節 家畜人工授精師

第二十一条 (略)

(講習科目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。
一 学科

科目	一般科目	時間
	(略) 関係法規	(略) 五時間
専門科目	(略) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	時間
	(略)	
	十七時間	

二 実習

科目	時間
(略) 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	(略) 四十五時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

び様式第六号によるものとする。

(新設)

第二十一条 (略)

(講習科目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。
一 学科

科目	一般科目	時間
	(略) 関係法規	(略) 三時間
専門科目	(略) 人工授精	時間
	(略)	
	十七時間	

二 実習

科目	時間
(略) 人工授精	(略) 四十五時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一 学科		二 実習		三	
科目	一般科目	科目	一般科目	科目	一般科目
	関係法規		関係法規		関係法規
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	五時間		(略)		(略)
専門科目		専門科目		専門科目	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	十七時間		(略)		(略)
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存		家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存		家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	十六時間		(略)		(略)
体内受精卵の処理及び保存		体内受精卵の処理及び保存		体内受精卵の処理及び保存	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	五時間		(略)		(略)
家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。		家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。		家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。	
一 学科		一 学科		一 学科	

一 学科		二 実習		三	
科目	一般科目	科目	一般科目	科目	一般科目
	関係法規		関係法規		関係法規
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	三時間		(略)		(略)
専門科目		専門科目		専門科目	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	十七時間		(略)		(略)
家畜人工授精		家畜人工授精		家畜人工授精	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	四十五時間		(略)		(略)
体内受精卵の処理		体内受精卵の処理		体内受精卵の処理	
時間	(略)	時間	(略)	時間	(略)
	五十時間		(略)		(略)
家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。		家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。		家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。	
一 学科		一 学科		一 学科	

一般科目	専門科目
(略)	(略)
関係法規	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 (略)
五時間	体内受精卵の処理及び保存 (略)
(略)	(略)
十七時間	十六時間 (略)

二 実習

科目	時間
(略)	(略)
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 体内受精卵の処理及び保存 (略)	四十五時間 五十時間 (略)

4 5 6 (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十五時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間

一般科目	専門科目
(略)	(略)
関係法規	人工授精 (略)
三時間	体内受精卵の処理 (略)
(略)	(略)
十七時間	十六時間 (略)

二 実習

科目	時間
(略)	(略)
人工授精 体内受精卵の処理 (略)	四十五時間 五十時間 (略)

4 5 6 (略)

(修業試験)

第二十四条 (略)

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて五十三時間及び前条第一項第二号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十二時間

及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 (略)

2 7 (略)

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 六十八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科

及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十七時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 (略)

2 7 (略)

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「特定免除科目」という。)以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 六十六時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

9 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科

目の甲」という。) 以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百十六時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科目の乙」という。) 以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

目の甲」という。) 以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百十四時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

10 受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目(以下「免除科目の乙」という。) 以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第三項第二号に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかわらず、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 百二十一時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の八を乗じて得た時間(一時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間)

二 (略)

(家畜人工授精師の免許の申請)

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五 法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十五号による。

(免許証の書換交付及び再交付の手続)

第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十六号による申請書に免許証を添えてしなければならない。

2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十六号による申請書を提出しなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。

(授精証明書等の様式)

第三十一条 法第二十二條第二項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号及び様式第六号によるものとする。

第三節 家畜人工授精所

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十三号による申請書に次に掲げる書類を添えてその者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

四 法第十七条第二項第三号に該当しない者にあつてはその旨を記載した書面、同号に該当する者にあつてはその確定判決謄本

(家畜人工授精師免許証の様式)

第二十七条 法第十八条の家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）は、別記様式第十四号による。

(免許証の書換交付及び再交付の手続)

第二十九条 令第九条の規定による免許証の書換交付の申請は、別記様式第十五号による申請書に免許証を添えてなければならない。

2 令第十条第一項の規定による免許証の再交付の申請は、別記様式第十五号による申請書を提出しなければならない。この場合において、免許証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に免許証を添えて提出しなければならない。

第三十一条 削除

(新設)

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法

第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの(日本の国籍を有しない者にあつては、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの)に限る。)

ロ 法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載した書面

ハ 法第二十五条第二項第二号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

四 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの)

ロ 役員の氏名及び住所を記載した書面

ハ 役員(令第十三条に規定する使用人がある場合にあっては、当該使用人を含む。以下「役員等」という。)が法第二十五条第一項第三号又は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

ニ 法第二十五条第二項第四号に該当する場合(役員等のうちに同項第二号に規定する者がある場合に限る。)にあつては、その確定判決謄本

(許可証の交付)

第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第十六号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 家畜人工授精所の管理番号
- 二 開設の許可の年月日
- 三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- 四 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 五 家畜の種類及びその業務の別

(許可証の備置き)

第三十四条 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならない。

(家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十五条 法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障があるもの

二 (略)

三 器具

- イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- ニ 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行う場合にあ

(新設)

(家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十三条 法第二十五条の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があるもの

二 (略)

三 器具

- イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具

- (新設)

つては、その保存に必要な器具

(開設の許可の申請者の使用人)

第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

(新設)

(変更の届出等)

第三十七条 法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事項(軽微な変更を除く。)とする。

(新設)

一 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所

二 家畜人工授精所の名称及び所在地

三 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号

四 家畜の種類及びその業務の別

五 家畜人工授精所の構造、設備及び器具

六 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

2 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

(許可証の書換交付)

第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更

(新設)

を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。

(許可証の再交付)

第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたときは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、許可証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に許可証を添えて提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

一 次に掲げる場合 当該家畜人工授精所の開設者

イ 法第二十六条第一項又は第二項の規定により開設の許可を取り消された場合

ロ 前条の規定による申請に係る許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見した場合

二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪の届出義務者

三 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

五 法人が前二号に掲げる理由以外の理由により解散した場合 その清算人

(新設)

(新設)

2 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第二項の規定により家畜人工授精所の使用の停止を命じられたとき又は法第二十五条の二第二項の規定により家畜人工授精所を休止したときは、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を提出しなければならない。	3 前項の規定により許可証の提出を受けた都道府県知事は、当該許可証に係る家畜人工授精所の使用の停止の期間が満了したとき又は家畜人工授精所が再開しようとするときには、直ちに当該許可証を返還しなければならない。	第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例 (指定の公示) 第四十一条 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、次に掲げる事項につきするものとする。	一 指定年月日 二 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種類 三 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品種 2 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。	(容器への表示事項) 第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	一 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項 イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名称 ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日 二 家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項 イ 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号
---	--	--	--	---	---

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前（牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。））	ハ 当該家畜体内受精卵の採取年月日	三 家畜体外受精卵にあつては、次に掲げる事項	イ 当該家畜体外受精卵が生産された家畜人工授精所等の管理番号	ロ 当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前（牛の場合にあつては、当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号）	ハ 当該家畜体外受精卵の検査年月日 二 前項第一号イに規定する事項については、法第四条第一項の規定による種畜証明書が交付されていない雄の牛の名前である場合その他の雄の牛の名前を表示することが適当でないと認められる場合には、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の牛の個体識別番号をもつてその事項に代えることができる。	三 第一項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める事項をもつてその事項に代えることができる。	一 第一項第二号ロ及びハ 家畜体内受精卵証明書番号 二 第一項第三号ロ及びハ 家畜体外受精卵証明書番号	（容器への表示方法）
---	--------------------------	-------------------------------	---------------------------------------	---	--	---	---	-------------------

第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行うに当たつては、次に掲げる方法で行うものとする。

(新設)

- 一 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法
- 二 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示する方法

(譲渡等記録簿の様式)

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

(新設)

第二章の二 家畜登録事業

第二章の二 家畜登録事業

(登録規程の承認の申請)

(登録規程の承認の申請)

第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二 法第三十二条の二第一項の規定により登録規程(同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。)の承認を受けようとする者は、家畜登録事業(同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。)の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第十七号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の変更の承認の申請)

(登録規程の変更の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三十三条の三 法第三十二条の二第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十八号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の基準)

(登録規程の承認の基準)

第四十七条 法第三十二条の九第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

第三十三条の四 法第三十二条の二第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

一 三 (略)

一 三 (略)

2 法第三十二条の九第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする

2 法第三十二条の二第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする

る。

一・二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)

第四十九条 法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四月以内に、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

一 特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十八号

二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)に係る業務を行っている場合にあつては、別記様式第二十九号

(身分を示す証明書の様式)

第五十条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十号による。

(センターの立入検査等)

第五十一条 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十一号による。

る。

一・二 (略)

(家畜登録事業の廃止の届出)

第三十三条の五 法第三十二条の二第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第十九号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(新設)

第三十四条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十号による。

(身分を示す証明書の様式)

第三十四条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十号による。

(センターの立入検査等)

第三十五条 (略)

3 法第三十五条の二第三項において準用する法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第二十一号による。

第五十二条
(権限の委任)
(略)

第三十六条
(権限の委任)
(略)

様式第一号を次のように改める。

種 畜 検 査 申 請 書

年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長（都道府県知事）殿

飼養者 住所

氏名又は名称 印

家畜改良増殖法第4条第1項の規定により下記の家畜について種畜検査を受けたので、申請します。

記

1 名前

（家畜登録機関名及び登録番号）

2 種類及び品種

3 毛色

4 特徴

5 生年月日

6 産地

7 血統	{	父（登録番号）	祖父
			祖母
		母（登録番号）	祖父
			祖母

8 その他

（日本産業規格A4）

備考

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 現に種畜証明書の交付を受けている場合にあっては、1の名前に当該種畜証明書の番号を記入すること。
この場合には、2の種類及び品種から7の血統までを省略することができる。
- 3 牛については、特徴の欄に個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。
- 4 8のその他には、当該家畜から採取された家畜人工授精用精液に係る使用する者の範囲又は使用の目的に関する制限を記載することができる。

様式第二号を次のように改める。

(表)

種 畜 証 明 書				
名 前	(家畜登録機関名及び登録番号)			
種 類		品 種		
毛 色		特 徴		
生年月日				
産 地				
血 統	父	(登録番号)	祖 父	
			祖 母	
	母	(登録番号)	祖 父	
			祖 母	
等 級		有 効 区 域		
上記の家畜は、家畜改良増殖法第4条の規定による検査に合格した種畜であることを証明する。 農林水産省(都道府県) 図				

(日本産業規格 A 4)

(裏)

種畜証明書 番号	検査年月日	有効期間	検査担当者氏名
変更年月日	飼養者の氏名又は名称及び住所		発行者証印

その他特記すべき事項	記載年月日	検査担当者氏名

(日本産業規格 A 4)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第四号その二を次のように改める。

種付けした雌	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
	摘 要				
種 付 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日
種付け証明書	発 行 年 月 日				
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
	摘 要				

備考

- 1 この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し、又は記録すること。
- 2 豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。
- 3 牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項（平成16年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。

様式第四号その三中「~~中野~~」を削り、「~~中野~~」の次に「~~中野~~」を加える。
様式第五号を次のように改める。

第 号

種 付 証 明 書

区 分	種付けされた雌畜		種 畜			
名 前				種畜証明書 番号		
家畜登録機関名 及び登録番号						
種類及び品種						
毛 色			種 付 年 月 日			
特 徴			年 月 日	印	年 月 日	印
生 年 月 日			年 月 日	印	年 月 日	印
雌畜の飼養者の 氏名又は名称及 び住所						

上記のとおり種付けしたことを証明する。

年 月 日

種畜飼養者 住 所
氏名又は名称

印

(日本産業規格A5)

備考

牛については、特徴の欄に個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条第1項(平成15年法律第72号)の個体識別番号をいう。)を記載すること。

様式第七号その一を次のように改める。

第 号
(番号又は記号)

家畜人工授精用精液証明書

種 畜 証 明 書 番 号	種畜の等級
名 前	
家畜登録機関名及び登録番号	
種 類 及 び 品 種	
精 液 採 取 年 月 日	
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	印
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び住所、氏名	印

（日本産業規格 A 7）

備考

- この証明書は、家畜人工授精用精液の容器に添付すること。
- 精液を凍結処理した場合は、用紙の右肩に「凍結」と記載すること。
- 精液を混合処理した場合は、用紙の右肩に「混合」と記載すること。その場合、精液を採取した種畜の名前の欄については、その精液が混合されている種畜のうち少なくとも1頭について記載し、併せて合計頭数がわかるよう記載すること。
- この証明書が添付されている容器の精液の注入を受けた種畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたときは、この証明書を授精証明書にはり付けること。授精証明書の交付を要求される前においては、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- この証明書が添付されている容器の精液を用いて家畜体外授精を行ったときは、この証明書を家畜人工授精簿に添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿が電磁的記録により作成されている場合にあっては、必要なときに速やかに家畜人工授精簿に記録されている事項と照合できるよう適切に保管しておくこと。
- 後代検定期間中等の保管精液であって、検定終了後その精液を家畜人工授精所から譲渡する時に、当該精液を採取した種畜の等級が変わっていれば、その種畜証明書番号及び種畜の等級を併記しても差し支えない。
- （番号又は記号）の欄には、家畜人工授精用精液を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。
- この証明書を作成した獣医師又は家畜人工授精師は、この証明書に記載された家畜人工授精用精液について、当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の求めに応じ、使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限がある場合は、本証明書における任意の場所に当該制限の内容を表示することができる。なお、当該制限の内容を概要で記載の上、当該制限を表示したウェブサイトのアドレス又は当該家畜人工授精用精液の生産の事業を行う者の電話番号等を記載することもできる。
- この証明書に記載された家畜人工授精用精液と分けて、本証明書のみを他人に譲渡してはならない。

様式第七号その二を次のように改める。

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

（参考）注入又は体外授精記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	（県）第 号 図
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

備考

譲渡・経由の確認の表中の「譲渡者の住所、氏名又は名称」及び「譲受者の住所、氏名又は名称」には、保存を委託している場合等はその委託先である家畜人工授精所等を併記することができる。

様式第二十一号を次のように改める。

(セブターによる立入検査等) 第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があるときは、セブターに、畜舎、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他の必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜受精卵を収去させることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセブターに立入検査等を行わせる場合には、セブターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他の必要な事項を示してこれを要請すべきことを指示するものとする。 3・4 (略) 5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 九 (略) 十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	(注) 立入検査をする職員は、身分証明書 家畜改良増殖法第三十五条の二第一項の規定により
---	---

(裏)

第	号	年	月	日交付
独立行政法人家畜改良センター				
理事長印				
氏名				
生年月日				
署名				
家畜改良増殖法（抄）				
(立入検査等)				
第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に入らせ、関係者に質問させ、家畜施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされてい				
る場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。				
2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は取				
去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。				
3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。				

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央に
訂線の所から二つ折りとすること。

様式第二十号を次のように改める。

家庭人上改情報、職務記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供せられたものをいふ。）の作成又は保存がそれに関する法令に定める方法に於てなされたものを含む。）を調査せよ、又は調査に必要な最小限の分限に限り調査の精微、秘密保護、家庭人上改情報等については調査記録簿を設け主とするものとする。 2 職務調査員又は地方自治体職員は、前項の規定による立入、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」といふ。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査等は、記録調査のため認められたものと解釈してはならない。 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一、九（略） 十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	家庭人上改情報、職務記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供せられたものを含む。）の作成又は保存がそれに関する法令に定める方法に於てなされたものを含む。）を調査せよ、又は調査に必要な最小限の分限に限り調査の精微、秘密保護、家庭人上改情報等については調査記録簿を設け主とするものとする。 2 職務調査員又は地方自治体職員は、前項の規定による立入、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」といふ。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査等は、記録調査のため認められたものと解釈してはならない。 第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一、九（略） 十 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
---	---

(改)

家庭人上改情報、職務記録簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電子的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供せられたものを含む。）の作成又は保存がそれに関する法令に定める方法に於てなされたものを含む。）を調査せよ、又は調査に必要な最小限の分限に限り調査の精微、秘密保護、家庭人上改情報等については調査記録簿を設け主とするものとする。

様式第十九号を様式第二十七号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号；
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地；
- 3 家畜人工授精所の業務の別；
- 4 報告対象物；
- 5 前年12月31日時点の保存数量；
- 6 家畜人工授精所の運営の状況

(単位：本)	年												
生産数量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
譲受数量													
譲渡数量													
利用数量													
廃棄又は 亡失した数量													
月末時点の 保存数量													
備考													

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は両暦で記載すること。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体外受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のといから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 4の報告対象物は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液
 - 2 家畜受精卵
 - 3 家畜体外受精卵
 - 4 生産数量及び利用数量には、家畜に収められ、封を施した家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の本数を記入すること。
 - 5 譲受数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。
 - 6 譲渡数量には、保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 +2）。
 - 7 備考の欄には、亡失した特定家畜人工授精用精液等を発見したときなど各項目に該当しないものについてその事由と数量を記載すること（例：亡失した精液の発見 +2）。

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

都道府県知事 殿

年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	
3	家畜の種類及びその業務の別	
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づく報告を行うこと。
牛 1 馬 2 豚 3 山羊 4 鶏 5 犬 6 猫 7 小動物 8 魚 9 爬虫類 10 両生類 11 鳥類 12 哺乳類 13 昆虫 14 植物 15 その他
- 3 3の家畜の別は次の区分により番号を記入すること。
1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
2 家畜体内受精の採取及び処理の業務
3 家畜体外受精の採取及び処理の業務
4 家畜体外受精の採取及び処理の業務
5 家畜体外受精の採取及び処理の業務
6 家畜体外受精の採取及び処理の業務
7 家畜体外受精の採取及び処理の業務
8 家畜体外受精の採取及び処理の業務
9 家畜体外受精の採取及び処理の業務
10 家畜体外受精の採取及び処理の業務
11 家畜体外受精の採取及び処理の業務
12 家畜体外受精の採取及び処理の業務
13 家畜体外受精の採取及び処理の業務
14 家畜体外受精の採取及び処理の業務
15 家畜体外受精の採取及び処理の業務
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限って記載すること。

様式第十八号中「~~家畜改良増殖法~~第32条の2第3項」を「~~家畜改良増殖法~~第32条の9第3項」に改め、同様式を様式第二十六号とする。

様式第十七号中「~~家畜改良増殖法~~第32条の2第1項」を「~~家畜改良増殖法~~第32条の9第1項」に改め、同様式を様式第二十五号とする。

様式第十六号を次のように改める。

家畜人工授精所開設許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

家畜人工授精所の開設者の住所

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

図

家畜改良増殖法第24条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けたいので、
家畜改良増殖法施行規則第32条各号に掲げる書類を添えて、下記により申請します。

記

- 1 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 2 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師の氏名及び住所
- 3 家畜の種類及びその業務の別
- 4 家畜改良増殖法第27条の種類、品種及び名前並びに他人がこれを飼養する場合にあってはその飼養者の住所及び氏名又は名称並びにその精液提供に関する契約等の概要
- 5 家畜人工授精所の構造、設備及び器具の概要
- 6 その他（①と②それぞれについて丸で囲むこと。）
 - ① 家畜人工授精所開設許可証への旧姓併記の希望の有無 有・無
 - ② 申請に係る家畜人工授精所の施設又は申請者に関する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する届出の要否 要・不要

（日本産業規格A4）

備考

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 3 も②の届出を要する場合にあっては、当該届出をしたときは、速やかに、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。なお、「要」には既に届出した場合も含めるものとし、この場合においても、その内容を確認できる書類を家畜人工授精所の開設の許可を申請した都道府県知事に提出する。